

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の規定により保険料の額を算定する納期であつて第6条第1項に規定する普通徴収に係るものがある場合においては、当該納期に係る分割した金額に100円未満の端数があるときは当該端数金額の全額を、当該納期に係る分割した金額が100円未満であるときはその全額を当該納期のうち最初に到来するものに係る金額に合算するものとする。

第6条第1項中「その者の前年度分の保険料の」を「当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分（以下この項において「前年度分」という。）の市町村民税の課税非課税の別又は前年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額及び所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を算定の基礎として第3条の規定の例により算定した」に改める。

第11条第2項中「500円未満」を「1,000円未満」に改める。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法

律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第6条の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する延滞金(平成26年1月1日以後の期間に係るものに限る。)について適用する。

(提出理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に準じ、介護保険料の延滞金に係る特例基準割合の変更をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。